

令和7年度認可外保育施設保育料補助金のお知らせ

1 事業内容

認可外保育施設に児童を預けている保護者の方の経済的負担を減らすため、認可外保育施設に支払う保育料の一部を補助します。



《区ホームページ》

2 補助対象者の拡大について

令和7年9月から、本補助金の対象者を拡大します。

令和7年8月まで ⇒ 0歳児から2歳児クラスに在籍する第2子以降の児童

令和7年9月から ⇒ 0歳児から2歳児クラスに在籍する全ての児童

(注)「4 対象者の条件」の全てに当てはまる方が補助対象です。

3 対象施設

国が定める基準(認可外保育施設指導監督基準)を満たす旨の証明書の交付を受けている施設

- 利用施設・事業が証明書の交付を受けた月から補助対象となります。利用施設・事業が証明書の交付を受ける前に利用した分については、補助を受けることはできません(証明書が失効した場合は、失効した月の翌月から対象外となります)。
- 中央区外の施設および企業主導型保育事業、居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)を含みます。
- 東京都認証保育所を除きます。
- 病児・病後児保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業は本補助金の対象外です。

4 対象者の条件(以下全ての条件に当てはまる必要があります。)

- ① 児童が0～2歳児クラスに在籍している(生年月日が令和4年4月2日以降生まれの児童)。
- ② 児童と保護者が、月の初日に中央区に住んでいる(住民登録がある)。
- ③ 保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況(5ページ参照)にある。
- ④ 区市町村民税(住民税)課税世帯である(子育てのための施設等利用給付の対象ではない)。(注1)
- ⑤ 認可外保育施設と月極契約を締結し、申請月の初日から在籍している。
- ⑥ 認可外保育施設の保育料を滞納していない。
- ⑦ 認可外保育施設と同時に認可保育所・認定こども園・地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)・認証保育所・公私立幼稚園(注2)などに在籍していない。

(注1)0～2歳児クラスに在籍する住民税非課税世帯の児童※

3～5歳児クラスに在籍する全世帯の児童(企業主導型保育事業を除く)

※ただし、企業主導型保育事業の0～2歳児クラスを利用している住民税非課税世帯の児童については、本補助を一部受けることができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

本補助金は対象外です。

「子育てのための施設等利用給付」の対象のため、施設等利用給付認定および請求手続きを行ってください。



「子育てのための施設等利用給付認定申請」について



「施設等利用給付の給付(請求)の手続き」について

(注2)預かり保育を実施していない、または預かり保育の実施時間数が十分な水準でない私立幼稚園等に在園する児童で、認可外保育施設を同時に利用する場合に限り、本補助を一部受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

5 補助対象期間

以下の期間で、1ページの「4 対象者の条件」を満たす期間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1子	対象外					補助対象（令和7年9月～令和8年3月）						
第2子以降	補助対象（令和7年4月～令和8年3月）											

6 補助金額(月額)

補助対象施設の月額保育料と補助上限額(月額42,000円)を比べ、低い方の額

認可外保育施設の月額保育料	補助金額(月額)
1円以上 42,000円未満	補助対象施設の保育料
42,000円以上	42,000円

※ 補助対象となる月額保育料

対象	認可外保育施設と契約した月極の基本保育料 ※ 月極の基本保育料が割引される場合、割引後の保育料
対象外	文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費、延長保育料、教材費、英会話等の受講料、入会金、年会費、実費払いとして発生する食事代、おむつ代および個人的な経費

7 申請方法

(1) 提出期限

支給期	対象月	提出期限	振込予定時期
第1期	4・5・6・7月	令和7年7月10日(木)	9月下旬
第2期	8・9・10・11月	令和7年11月10日(月)	1月下旬
第3期	12・1・2・3月	令和8年3月10日(火) 【当年度の最終提出期限】	5月下旬

※ 支給期ごとに、申請書類の提出が必要です。提出書類は3ページをご覧ください。

※ 年度を越えての申請はできませんので、提出期限は厳守してください。

※ 「在籍証明書兼保育料納入証明書(3ページ②)」の提出が期限までに間に合わない場合は、区までご連絡ください。

※ 申請者全員に、補助金交付の可否について審査結果を通知します。

(2) 提出先

◎ 中央区役所本庁舎6階 保育課保育給付係（郵送または窓口を持参）

- ・ 窓口受付時間：午前8時30分～午後5時[土日・祝日・年末年始を除く。]
- ・ 保育課でのみ受付しています。保育課以外（日本橋・月島・晴海特別出張所等）では提出できませんのでご注意ください。
- ・ 郵送の場合は提出期限必着となります。また、郵便事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などをご利用ください。なお、郵便事故に関しての責任は負いかねます。

〈 郵送先 〉〒104-8404 東京都中央区築地 1-1-1 福祉保健部保育課保育給付係 宛て

◎ マイナポータル「ぴったリサービス」によるオンライン申請をする場合

- ・ オンライン申請を行う場合、①マイナンバーカード、②マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはパソコン、ICカードリーダーライターが必要です。
- ・ オンライン申請のフォームは、1ページ上部の二次元コードからアクセスしてください。
- ・ オンライン申請の場合、同意書(3ページ⑥)の添付が必要です。

(3)提出書類

◆ …指定の書式があります。区役所で受け取るか、区ホームページからダウンロードしてください。

	提出書類	提出回数
全 員 提 出	① ◆ 中央区認可外保育施設保育料補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書 ・ 児童1人につき1部提出(きょうだいで申請する場合、申請者は世帯で同じ方にしてください。)	各支給期 ごと
	② ◆ 在籍証明書兼保育料納入証明書(区書式) ※利用施設に作成を依頼してください。 ・ 押印がある原本をご提出ください。オンライン申請する場合はスキャンデータ(PDF や画像ファイル)を申請フォームに添付してください。 ◎ 上記書式が提出できない場合に限り、次の A および B の提出でも可とします。 A 契約書の写しまたは契約内容が記載された書類(時間や保育料等) B 施設に保育料を支払ったことを証明する書類(領収書や通帳のコピー)	各支給期 ごと
	③ 保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類 ・ 4ページの表に記載の必要書類をご提出ください。 ・ きょうだいで申請する場合は、1セットの提出でかまいません。	年度に 1回
該 当 者 の み	④ 世帯の所得状況を証明する書類 ・ <u>令和6年1月2日以降に中央区に転入した方、</u> <u>国外転入などにより日本で課税されていない方</u> は、提出が必要です。 ・ 個人番号(マイナンバー)を利用した情報連携により、①の交付申請書に個人番号を記入することで提出を省略できる場合があります。詳細は6ページをご覧ください。	年度に 1回
	⑤ ご家族に関する書類(ひとり親家庭の方) 以下の a～g から該当する書類の写しをいずれか1つご提出ください。 a. 戸籍全部事項証明書(受理証明書) ※補助対象児童が他の戸籍に在籍する場合は、補助対象児童に係る分も必要です。 b. 児童扶養手当証書 c. ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)医療証 d. 児童育成手当認定通知書 e. 児童育成手当受給者証明書 f. 大使館発行の独身証明書(和訳されたもの) g. 事件係属証明書(調停期日通知書) ※調停が係属中と判断できる書類に限りです。	年度に 1回
	⑥ 交付申請の審査に関する同意書(オンライン申請を行う場合) ・ 所得に関する情報を公簿等で確認すること等に同意する旨を記載した世帯全員の署名のある書類(任意の書式)のスキャンデータ(PDF や画像ファイル)を申請フォームに添付してください。 同意事項の詳細は、オンラインの申請フォームをご覧ください。 ・ 区のホームページに、同意書のサンプル(参考書式)を掲載しています。	各支給期 ごと

(注)認可保育所の入所申込等で③～⑤の書類を提出している場合は、③～⑤の書類の提出を省略できます。その場合は、その旨を書いたメモを同封してください(ただし、受理できる書類は、証明日が令和7年4月1日以降のもので、提出日の状況から内容に変更がない場合に限りです)。

【③ 日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類】

・ 令和7年4月1日以降の証明日で発行された書類をご提出ください。

◆ …指定の書式があります。区役所で受け取るか、区ホームページからダウンロードしてください。

保育を必要とする事由(注1)	必要書類
就労 月 48 時間以上 従業員の方	◆ 就労証明書 ・ 区指定の書式で作成するよう就労先の担当者に依頼してください。 ・ 就労先が複数あり、1か所で月 48 時間に満たない場合は、就労先それぞれについてご提出ください。 ・ 派遣社員の方は、派遣先がわかる証明として労働者派遣契約書または就業条件明示書の写しをご提出ください。
就労 月 48 時間以上 (・役員 ・自営業主 ・自営業専従者 ・家族従業者 等)	① ◆ 就労証明書 ② 事業を営んでいることを証明する書類(営業証明) ・ ①は区指定の書式で作成してください。 ・ ①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入してください。 ・ ②は5ページをご確認ください。 ・ 就労先が複数あり、1か所で月 48 時間に満たない場合は、就労先それぞれについてご提出ください。
育児休業(注2)	① 母子健康手帳の写し(表紙と出生届出済の証明があるページの写し) ② ◆ 就労証明書(産育休取得期間・復職予定日を必ず記入してください。) ※ 育児休業中は原則補助対象外ですが、特例で補助対象となる場合があります。 (⇒ 8ページQ&A5を参照)
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日の記載があるページ)
疾病・障害	診断書の写し (病名、症状、回復見込み、日中保育を必要とする旨が記載されたもの。)
介護・看護	① ◆ 介護・看護に関する申立書 ② 介護・看護が必要な状況が分かる書類 (診断書、介護保険証の写し、障害者手帳の写し(両面)など)
災害復旧	り災証明書(詳しくは区にお問い合わせください。)
学校などに在学・ 職業訓練 月 48 時間以上	① ◆ 在学証明書 ② 学生証などの写し ・ ①は区指定の書式で作成するよう在学先に依頼してください。 ・ 在学先または訓練先は、学校教育法、職業能力開発促進法または職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律規定のものに限ります。
求職活動 (求職活動中 または就労内定(注2))	① ◆ 求職活動状況申立書 ② 求職活動中または就労内定であることが客観的に分かる以下の a～d のいずれかの書類の写し(氏名や住所などが記載されているもの) a. ハローワーク受付票 b. その他就労支援サービスの登録証 c. 求人情報サイトの個人情報登録画面および申込履歴画面の写し d. 申込先からの採用内定通知

(注1) 保育を必要とする事由により補助対象期間が異なります。(5ページ参照)

(注2) 「育児休業」または「就労内定」で申請される場合、それぞれ復職後・就労開始後に就労証明書を再提出する必要があります。その際、再提出書類は、復職日または就労開始日以降の証明日で発行された書類が有効となります。

「事業主などの方が「事業を営んでいることを証明する書類(営業証明)」」

下表のAグループ(事業の概要が確認できる書類)とBグループ(継続的に働いていることが確認できる書類)の中から、提出可能なものを1種類ずつ選択し、写しをご提出ください。

事業を営んでいることを証明する書類	
Aグループ	Bグループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが確認できる書類 ※ 直近3か月分をご提出ください。 ※ 育児休業から復職する方は産前産後休暇前の3か月分です。
・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ・営業許可証などの事業の許可証 ・税務署へ提出した開業届出書 ※ オンライン申請の場合は、届出書と併せて受信通知など税務署が受理したことを確認できる書類の提出が必要です。 ・事業の名称・所在地・内容などがわかるパンフレットやホームページなど	・出勤簿、通勤記録など ・給与(報酬)明細書、賃金台帳、給与(報酬)等が確認できる振込口座の通帳またはネットバンキング(名義と振込のページ)など 〈自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可〉 ・営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書など ※ 契約先、取引先の機密情報はマスキング(黒で塗りつぶすこと)可

「保育を必要とする事由とその有効期間」

保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況は主に次のような場合をいいます。保育を必要とする事由に該当する期間(有効期間)が補助の対象となります(月の途中から有効となった場合でも月の初日から補助対象となります)。

保育を必要とする事由	有効期間 始期(補助開始)	有効期間 終期(補助終了)
就労 月48時間以上	仕事を開始する月 または復職する月	仕事をやめた月 (注1) または産休・育休を取得する月
妊娠・出産	出産予定月の2か月前の月	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月
疾病・障害	疾病の診断を受けた月 または障害者手帳の交付を受けた月	疾病が治癒した月
介護・看護	同居の親族を介護・看護し始めた月	介護・看護が不要となった月
災害復旧	被災した月	復旧が完了した月
求職活動	求職活動を開始する月	開始月の翌々月 (年度内に1回限り・期間は3か月)
学校等に在学・職業訓練 月48時間以上	学業・訓練を始める月	学業・訓練を卒業またはやめた月
育児休業 (注2)	育児休業の開始月	育児休業の対象児童が1歳に達する年度末の月

(注1)派遣社員など雇用期間の定めがある場合は、雇用期間の最終日が含まれる月までが補助期間となります。

引き続き補助を受ける場合は、その後の雇用期間が分かるものをご提出ください。

(注2)育児休業は、補助対象児童の下の子の育児休業を取得する場合です。なお、産前休暇開始日の前日以前から補助対象児童が継続して補助対象施設に在園している場合に限り、特例で補助対象となる場合があります。
(⇒8ページ Q&A5を参照)

【④ 世帯の所得状況を証明する書類】

- ・ 国外転入などにより日本で課税されていない方は、以下の書類をご提出ください。
- ・ 単身赴任などにより、令和6年1月1日現在および令和7年1月1日現在で中央区に住民登録がない方は、「住民税課税(非課税)証明書」の提出が必要です。ただし、マイナンバー制度の情報連携により、提出を省略できる場合があります(国外転入の方は制度の対象外です)。

※ 区市町村民税(住民税)が未申告の場合は、補助対象者の条件に当てはまらないため、住民税の申告をしてください。

◆ …指定の書式があります。区役所で受け取るか、区ホームページからダウンロードしてください。

保護者の状況	令和7年4月～8月分補助分	令和7年9月～令和8年3月分補助分
国外からの転入 などにより、 日本で課税されていない	① ◆ 年間収入申告書 (令和5年1月～12月分) ② 会社発行の給与等支給証明書	① ◆ 年間収入申告書 (令和6年1月～12月分) ② 会社発行の給与等支給証明書
	※ ②が外国語表記の場合、和訳を添付してください。	
上記に当てはまらない方 ・ 単身赴任などで現在も 中央区に住民登録がない方 ・ 令和6年1月2日以降に 中央区に転入した方	令和6年度住民税課税(非課税)証明書 (令和6年1月1日の住所地発行のもの)	令和7年度住民税課税(非課税)証明書 (令和7年1月1日の住所地発行のもの)

※ 申請書の提出後に、住民税の修正申告・更正があった場合は、再提出をお願いします。

※ 生計を同一とする同居者全員分が必要です。ただし、同居者の生計が別の場合は ◆ 生計別申立書をご提出ください。

個人番号(マイナンバー)を利用した情報連携を希望する場合の手続き (国外転入の方は対象外)

3ページ①の「中央区認可外保育施設保育料補助金交付申請書兼口座振替登録依頼書」に個人番号(マイナンバー)を記入することで、住民税課税(非課税)証明書の提出を省略することができます。

※ 情報連携の不具合等で、住民税課税(非課税)証明書の提出が必要になる場合があります。あらかじめご了承ください。

《マイナンバーによる情報連携を行う場合の提出書類》

下表のなかから、申請者(保護者)の①個人番号確認書類および②本人確認書類をそれぞれご準備ください。

※ ①個人番号確認書類として、個人番号カード(両面)を提出した場合は、②本人確認書類の提出は不要です。

①「個人番号確認」書類	(以下のうち1種類必要です。) 個人番号カード(両面)、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
②「本人確認」書類 (有効期限内のもの)	【顔写真付証明書】(以下のうち1種類必要です。) 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 など 【顔写真なし証明書】(以下のうち2種類必要です。) 健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 など ※郵送などで写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等をマスキング(黒で塗りつぶすこと)したうえでご提出ください。

《提出方法》

窓口で申請する場合	窓口で 提示
郵送で申請する場合	写しを 同封 (注)
オンライン申請の場合	提出不要

(注)郵便事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などの利用をお願いいたします。なお、郵便事故による責任は負いかねます。

8 申請後の内容変更

- ・申請書提出後、以下の変更が生じた場合には、必要書類を区にご提出ください。
- ・変更の内容によっては、変更以降の期間が補助対象外となることがあります。

◆ …指定の書式があります。区役所で受け取るか、区ホームページからダウンロードしてください。

変更の内容	必要書類
ほかの補助対象施設へ転園	◆ 中央区認可外保育施設保育料補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書(再提出)
申請者・口座の変更	① ◆ 中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届 ② 変更が確認できる書類
世帯・課税状況の変更	① ◆ 中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届 ② 変更が確認できる書類
保育を必要とする事由の変更 (転職・退職・産休取得など) (5ページ参照)	① ◆ 中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届 ② 変更が確認できる書類(例:4ページ)
補助対象施設との契約内容の変更	① ◆ 中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届 ② ◆ 在籍証明書兼保育料納入証明書 または変更が確認できる書類

9 よくある質問

Q1 利用している(予定の)施設が「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けているかわかりません。どのように確認できますか。

A1 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」は各都道府県が交付しています。証明書の交付状況は、施設が所在する各都道府県のホームページにてご確認ください。中央区内の施設であれば、東京都のホームページで確認することができます。

なお、児童相談所を設置している区または市に所在する保育施設等へは、各区市で証明書を交付しています。

Q2 利用施設が月の途中から「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けました。いつから補助金の対象になりますか。

A2 証明書の交付を受けた日が属する月から補助の対象になります。

Q3 企業主導型保育事業を利用しています。補助の対象になりますか。

A3 住民税課税世帯の場合、利用している企業主導型保育事業が「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けていれば補助の対象になります。ただし、住民税非課税世帯の場合、補助上限額が異なります。詳しくは区にお問い合わせください。

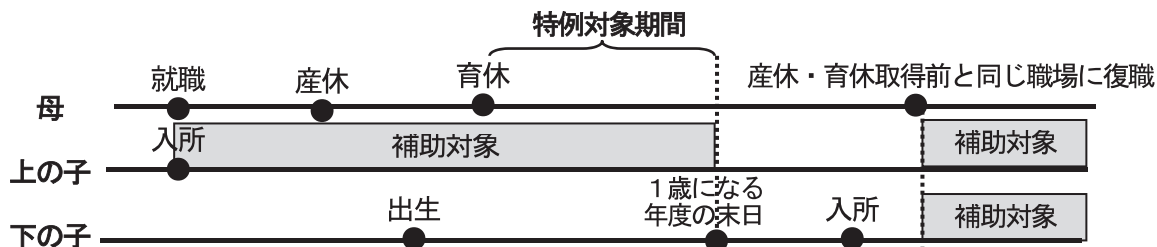
Q4 補助を受けている途中で仕事をやめた場合はどうなりますか。

A4 仕事をやめた場合は補助対象外になります。他の「保育を必要とする事由」に切り替える場合は、「中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届」および4ページの必要書類をご提出ください。

Q5 育児休業中でも補助を受けられる場合がありますか。

A5 あります。特例として、補助対象児童の下の子の産前産後休暇後に育児休業を取得する場合は、上の子について、最長で育児休業対象児童が1歳に達する年度の末日まで対象となります。

ただし、元の勤務先に復職予定で、産前休暇開始日の前日以前から上の子が継続して認可外保育施設に在籍している場合に限りです。復職後は、復職月中に「中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届」および復職日が記載された就労証明書をご提出ください。なお、育児休業中に疾病・介護などその他の事由が生じた場合は、区にご相談ください。



※例 下の子が令和6年9月1日生まれの場合、上の子については令和8年3月31日まで補助対象。

Q6 提出日を過ぎてしまいました。補助金の申請はできますか。

A6 年度の最終提出期限までは申請できます。必要書類をご提出ください。ただし、最終提出期限の時点で書類に不備がある場合は、補助金は交付されません。なるべくお早めにご提出ください。

Q7 中央区への転入・転出や、施設への入所・退所が月途中の場合、補助金の対象期間はどのようになりますか。

A7 補助対象となる期間は以下のとおりです。

状況	日付	対象月
・区内へ転入日 ・施設の入所日	1日	当月から対象
	2日以降	翌月から対象
区外へ転出日	1日	前月まで対象
	2日以降	当月まで対象
施設の退所日	1日	当月まで対象(保育料を払った場合に限る。)
	2日以降	

Q8 住民税非課税世帯に該当します。補助金の対象になりますか。

A8 住民税非課税世帯の場合、子育てのための施設等利用給付の対象になります。別途お手続きください(1ページ下部参照)。ただし、企業主導型保育事業を利用している場合、本補助を一部受けられることがあります。詳しくは、区にお問い合わせください。

△ 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。

問い合わせ先

中央区福祉保健部保育課保育給付係

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号

電話：03(3546)5422